

下水道使用料早見表(1か月につき)

令和8年10月1日施行

(1) 上水道のみを使用する場合

水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)
0~8	1,705	32	6,083	56	11,660	80	17,732
9	1,743	33	6,308	57	11,913	81	17,985
10	1,782	34	6,534	58	12,166	82	18,238
11	1,941	35	6,759	59	12,419	83	18,491
12	2,101	36	6,985	60	12,672	84	18,744
13	2,260	37	7,210	61	12,925	85	18,997
14	2,420	38	7,436	62	13,178	86	19,250
15	2,579	39	7,661	63	13,431	87	19,503
16	2,739	40	7,887	64	13,684	88	19,756
17	2,898	41	8,112	65	13,937	89	20,009
18	3,058	42	8,338	66	14,190	90	20,262
19	3,217	43	8,563	67	14,443	91	20,515
20	3,377	44	8,789	68	14,696	92	20,768
21	3,602	45	9,014	69	14,949	93	21,021
22	3,828	46	9,240	70	15,202	94	21,274
23	4,053	47	9,465	71	15,455	95	21,527
24	4,279	48	9,691	72	15,708	96	21,780
25	4,504	49	9,916	73	15,961	97	22,033
26	4,730	50	10,142	74	16,214	98	22,286
27	4,955	51	10,395	75	16,467	99	22,539
28	5,181	52	10,648	76	16,720	100	22,792
29	5,406	53	10,901	77	16,973	101	23,061
30	5,632	54	11,154	78	17,226	102	23,331
31	5,857	55	11,407	79	17,479	103	23,600

(注)下水道使用料は、全て消費税(10%)を含んだ額です。

参考: 100m³以上の計算式(使用水量×245-3,780)×1.1=使用料(1円未満切捨て)

※ 池の水や庭の散水等で下水道に流れない水については、自己負担で差引用メーター(控除メーター)を取り付けていただければ、全水量からその水量を差し引いて、計算します。

(2) 家庭用(冷房及び池水用を除く。)に地下水のみを使用する場合

地下水の量水器がある場合 地下水の量水器(メーター)検針により算定した使用水量で計算します。

地下水の量水器がない場合 人数計算で、1人につき使用水量を8m³と認定します。

(注)使用人数に増減がありましたら、企画経営課(TEL 65-1330)へ御連絡ください。

人数 (人)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	人数 (人)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)	人数 (人)	水量 (m ³)	使用料:円 (消費税込み)
1	8	1,705	4	32	6,083	7	56	11,660
2	16	2,739	5	40	7,887	8	64	13,684
3	24	4,279	6	48	9,691	9	72	15,708

(3) 上水道と地下水を併用する場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量を加算した水量で、上記の表(1)上水道を使用する場合に当てはめて計算します。

家庭用で人数計算による場合は、上水道の使用水量に、地下水使用分として1人につき4m³を加えて計算することを原則とし、使用の実態を勘案して認定します。

(4) 事業用などに地下水等を使用する場合

事業用、冷房用及び池水用に地下水等を使用する場合などの使用水量は、量水器により認定します。